平成２２年（フ）第７１１号
北九州市小倉南区湯川４丁目６番８号　202号
債務者　苞山正吉こと　郭　　正吉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１２号
北九州市小倉南区湯川４丁目６番８号　202号
債務者　岩本　美晴
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目11番21号　第３松島ビル303号
債務者　米次　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目224番地　マルＫアパート302
債務者　野波　幸夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８２号
北海道苫小牧市北栄町２丁目９番地の１
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７号
秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地　Ａ５－４、前住所神奈川県横浜市栄区公田町740番地　22棟202号
債務者　秋山　五郎
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５９号
秋田県大館市沼館字神田表169番地２
債務者　田山由美子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６０号
秋田県北秋田市小又字下川原94番地
債務者　森川　光子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６２号
秋田県大館市沼館字神田表12番地７
債務者　田山　圭太
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６３号
秋田県大館市餅田１丁目12番75号、前住所秋田県大館市比内町谷地中字弥助67番地
債務者　渡部　初美（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７７号
三重県名張市百合が丘東７番町194番地
債務者　米田　由美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８３号
三重県伊賀市柘植町8800番地の１、前住所滋賀県甲賀市信楽町長野718番地
債務者　豊田　則夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８４号
三重県伊賀市ゆめが丘４丁目２番地の７
債務者　野﨑　里恵
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１０１７号
京都府宇治市広野町西裏43番地　フェイス広野マンション208号
債務者　松田瑠生志
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４５号
京都府相楽郡精華町下川原１－５、住民票上の住所京都府木津川市相楽城西34番地５　木原アパート
債務者　児嶋　清成
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２７号
京都市西京区桂艮町11番地の７
債務者　鵜川まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３０号
京都市右京区嵯峨野千代ノ道町18番地７
債務者　新井賢柱こと　朴　　賢柱
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係